

松江労働基準監督署発表

令和4年8月3日

担

松江労働基準監督署

署長 井上 和秀

○ 第一方面主任 友田 和弘

当

Tel 0852-31-1165

隠岐郡島前地域の経済団体へ「働き方改革」に向けた取組に関する協力を要請しました

～ 隠岐郡島前地域の実情を踏まえた取組要請 ～

松江労働基準監督署（署長 いのうえ かずひで 井上 和秀）は、令和4年7月25日から同月26日にかけて、隠岐郡島前地域の経済団体を訪問し、年次有給休暇取得をはじめとする「働き方改革」に向けた取組について、隠岐国商工会長、西ノ島町商工会長へ本取組に関する周知啓発の協力を要請しました。

1 主な要請事項

(1) 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた事業場への働きかけの強化

- ・時間単位の年次有給休暇や、特別休暇（新型コロナウイルス感染症対応のための休暇等）制度を新たに導入することで、地域内における限られた労働力を確保しやすくする。

(2) 「治療と仕事の両立」の定着に向けた環境整備を図ることで、継続的な人材の確保及び労働者の安心感やモチベーション等の向上

- ・有能な労働者が病気等の理由で退職してしまうといった経営課題を生じさせないため、主治医・事業場・患者に寄り添う両立支援コーディネーターによる「治療と仕事の両立」に向けたトライアングル型のサポート体制を構築する。

2 その他

上記の要請事項に係る各種助成金制度及び新型コロナウイルス感染の影響による特別労働相談窓口に関して、傘下会員事業場からの要望に応じた情報提供を依頼。

年次有給休暇取得をはじめとする働き方の見直し に向けた取組に関する要請



西ノ島町商工会・近藤会長（左）に
要請書を手交する井上署長（右）

隠岐國商工会・佐藤事務局長（右）に
要請書を手交する井上署長（左）

しまね働き方改革宣言

いま、島根県においては、少子高齢化や若者の県外流出により、労働力人口は全国平均を上回る速さで減少しています。これを少しでもくい止め、地域と企業の活力を高めていくためには、島根の将来を担う若者を惹きつけ、やりがいや充実感をもって県内に定着してもらうことが必要です。

併せて、女性、若者、高齢者、外国人、障がいのある方など誰もが働きやすく活躍できる社会を実現することが課題となっています。

そのような中、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、ライフスタイルに応じた働き方の実現、非正規労働者の処遇改善などの「働き方改革」の取組を進めるために、以下のことを宣言します。

- 宣言1 ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅！
～人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう～
- 宣言2 「仕事と生活の調和」を企業の魅力に！
～子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう～
- 宣言3 みんな元気に生涯現役！
～多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう～
- 宣言4 誰もがいきいき活躍できる職場に！
～誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう～
- 宣言5 職場に実情を語り合う場をつくらう！
～働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会をつくりましょう～

働き方改革の取組により、若者などの人材確保が進み、誰もが健康で安心して生き生きと活躍できる魅力ある職場・企業を島根県内に広げていくとともに、こうした魅力ある職場・企業を積極的に外部に情報発信することが必要です。

今こそ、他の都道府県に先んじて、率先して働き方改革を進めましょう。

私たちは、こうした認識を共有し、自身が先頭に立って、自らの職場や関係の企業・団体における働き方改革の推進に全力で取り組むとともに、各団体や自治体等とも連携しながら、県内各企業に対して「働き方改革」に関する意識啓発や働きかけを進め、県民・地域・企業がそれぞれの魅力を高め、明るく活力ある島根の発展を目指していきます。

平成 29 年 11 月 10 日

しまね働き方改革推進会議

一般社団法人島根県経営者協会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、日本労働組合総連合会島根県連合会、国立大学法人島根大学、公立大学法人島根県立大学、独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校、株式会社山陰合同銀行、株式会社島根銀行、島根県、島根県教育委員会、島根労働局

今回の2商工会を含む県内の13組織で構成される「しまね働き方改革推進会議」において、平成29年に採択された宣言

「働き方改革」について詳しい情報をお知りになりたい方は、こちらをご覧ください。

